

議事要旨(5) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）及び中條専門研究員より、過年度遡及修正専門委員会における検討状況についての説明が行われた。説明の後、次のような質疑応答があった。

○「未適用の会計基準の注記」は決算日までに公表された会計基準を対象とする旨の追加記載について

- ・ある委員から、未適用の会計基準の注記は決算日までに公表された会計基準を対象とする旨の追加記載について、SEC 基準適用企業の実務において、適用日が数年先の会計基準等については当該注記を行っていないケースや、決算日までに新たに公表された会計基準等の全てについて当該注記を行っていないケース等、重要性を考慮した柔軟な実務が行われているが、この記載を追加した趣旨を教えてくださいという質問があった。これに対して事務局から、公開草案に対して、「いつまでに公表された会計基準等が当該注記の対象となるのかについての記載を行わない場合、監査報告書日直前までに新たに公表された会計基準等について当該注記を行わねばならないという誤解を与えるのではないか」という趣旨のコメントを受領しており、その対応として、決算日までに新たに公表された会計基準等が当該注記の対象となることを明確とするために追記した旨の回答があった。また、当該注記に関しては、全体の重要性の判断の中で整理ができると考えており、重要性に関する表現ぶりについては、現在、検討を進めている旨、また、IFRS 適用企業の実務において、定性的ではあるが、適用日までの期間を問わず当該注記が行われていると認識しており、日本の会計基準において IFRS と異なる定めを設けることは考えていない旨の補足説明があった。

○「重要性」に関する記載箇所の解釈について

- ・他の委員から、「財務諸表利用者の意思決定への影響に照らした重要性が考慮される」という記載について、これだけでは重要性の判断基準が不明確であり、過去の財務諸表を遡及処理する場合に考慮すべき重要性を判断するのは難しいのではないかと意見があった。これに対して事務局から、金額や質的な面を考慮して重要性を判断していくこととなると考えられ、その点を「結論の背景」で明記するか検討しているが、具体的な判断基準を設けることは困難であり、IFRS 等においてもそのような定めは設けていないことを鑑みると、重要性は、財務諸表利用者の意思決定の有用性により個々に判断されると考えている旨の回答があった。

○会計方針の変更が認められる正当な理由について

- ・また他の委員から、会計方針の変更が認められる正当な理由の要件に関する文案について、監査委員会報告第 78 号が会計基準の上にたつように読めてしまい、違和感があるという意見があった。これに対して事務局から、会計方針の変更が認められる正当な理由の判断は、会計基準においては具体的な定めがなく、現行実務としては監査委員会報告第 78 号を踏まえた判断が行われているため、文案では、従来の判断要件と基本的な考え方は異なるものではなく、財務諸表の作成にあたって考慮すべき要件として定めている点を明確とするための修文であるが、表現についてはより明確になるように再度検討する旨の回答があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。